

特定技能制度及び育成就労制度の 分野別運用方針の作成について

(第9回・第10回有識者会議資料の再掲)



分野別運用方針について

特定技能制度の分野別運用方針と育成効率化制度の分野別運用方針について、分野ごとに、新たに一体的に作成

第1 特定技能制度及び育成効率化制度に共通する事項

- 1 特定産業分野及び育成効率化産業分野
(入管法第2条の4第2項第1号)(育就法第7条の2第2項第1号)(基本方針第二3(1))
- 2 人材の不足の状況
(入管法第2条の4第2項第2号)(育就法第7条の2第2項第4号)(基本方針第二3(2)(3))
 - (1)外国人受入れの趣旨・目的
 - (2)生産性向上や国内人材確保のための取組等
 - (3)受入れの必要性
 - (4)受入れ見込数
- 3 在留資格認定証明書交付停止措置等
(入管法第2条の4第2項第4号)(育就法第7条の2第2項第5号)(基本方針第五5)
- 4 制度の運用に共通する事項
(入管法第2条の4第2項第5号)(育就法第7条の2第2項第7号)
 - (1)キャリア形成に関する事項(基本方針第四2(1)ア)
 - (2)治安への影響を踏まえて講じる措置(基本方針第五7)
 - (3)大都市圏に過度に集中しないための措置(基本方針第五5(6)、同第六1)

第2 特定技能制度に関する事項

- 1 人材の基準に関する事項(入管法第2条の4第2項第3号)
 - (1)1号特定技能外国人(基本方針第三1)
 - ア 技能水準(基本方針第三1(2))
 - イ 日本語能力水準(基本方針第三1(3))
 - (2)2号特定技能外国人(基本方針第三2)
 - ア 技能水準(基本方針第三2(2))
 - イ 日本語能力水準(基本方針第三2(3))
- 2 その他重要事項(入管法第2条の4第2項第5号)
 - (1)業務区分及び特定技能外国人が従事する業務(基本方針第三1、2)
 - (2)特定技能外国人の雇用形態(基本方針第二1(2))
 - (3)特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等(基本方針第五3)

第3 育成効率化制度に関する事項

- 1 人材の基準に関する事項
(育就法第7条の2第2項第2号、同法第9条第1項第2号)
 - (1)就労を開始するまでに求められる日本語能力水準(基本方針第三3(3))
 - (2)育成効率化開始後1年経過時までに求められる水準
 - ア 技能水準(基本方針第三3(2))
 - イ 日本語能力水準(基本方針第三3(3))
 - (3)育成効率化を終了するまでに求められる水準
 - ア 技能水準(基本方針第三3(2))
 - イ 日本語能力水準(基本方針第三3(3))
- 2 育成に関する事項(育就法第7条の2第2項第3号)
主たる技能(基本方針第三3(2)、同第四2(1))
- 3 本人意向転籍に関する事項
(育就法第7条の2第2項第6号)(基本方針第四2(1)エ)
 - (1)本人意向転籍において求められる水準
(育就法第9条の2第4号口)(基本方針第四2(1)エ)
 - ア 技能水準
 - イ 日本語能力水準
 - (2)転籍制限期間(育就法第9条の2第4号イ)(基本方針第四2(1)エ)
 - (3)待遇向上策(育就法第9条第9号)(基本方針第四2(1)エ)
※1年を超える転籍制限期間を設定した分野のみ
- 4 その他重要事項(育就法第7条の2第2項第7号)
 - (1)業務区分及び育成効率化外国人が従事する業務(基本方針第三3)
 - (2)育成効率化外国人の雇用形態(育就法第2条第3号口)(基本方針第二2(3))
 - (3)育成効率化産業分野の特有の事情に鑑みて講じる措置等(基本方針第五3)

赤字…法律
青字…基本方針

特定技能制度及び育成労制度の分野別運用方針に記載する主な内容

特定産業分野 育成労産業分野	受入れ見込数	人材基準等										その他重要事項					
		1年経過時		本人意向による転籍		育成終了時		特定技能 1号		特定技能 2号		業務区分	雇用形態				
		技能水準	日本語能力水準	制限期間	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準						
介護	育成労評価試験 (初級)	A2.2相当以上及び日本語学習プラン(B1相当以上の場合は不要)	2年	A2.2相当以上	育成労評価試験(専門級)	A2.2相当以上及び介護日本語評価試験	特定技能 1号評価試験等	A2.2相当以上及び介護日本語評価試験	特定技能 2号評価試験又は技能検定(1級)	B1相当以上	身体介護等	【1 業務区分】	直接				
ビルクリーニング																	
リネンサプライ																	
工業製品製造業		育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)	A1相当以上	A2.1相当以上	育成労評価試験(専門級)、技能検定(3級)又は特定技能 1号評価試験	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	育成労評価試験(専門級)	特定技能 1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能 2号評価試験又は技能検定(1級)	B1相当以上	建築物内部の清掃	【1 業務区分】				
建設																	
造船・船用工業																	
自動車整備		育成労評価試験 (初級)	A1相当以上	A2.1相当以上	育成労評価試験(専門級)	特定技能 1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能 2号評価試験又は技能検定(1級)	B1相当以上	リネンサプライ	【1 業務区分】						
航空																	
宿泊																	
自動車運送業	育成労評価試験 (初級)	A1相当以上	1年	A2.1相当以上	特定技能 1号評価試験	A2.2相当	特定技能 1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能 2号評価試験又は技能検定(1級)	B1相当以上	機械金属加工・電気電子機器組立て・金属表面処理・紙器・段ボール箱製造	【1 7 業務区分】					
鉄道																	
物流倉庫																	
農業		A1相当以上	A2.1相当以上	A2.2相当	特定技能 1号評価試験又は技能検定(3級)	特定技能 1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能 2号評価試験又は技能検定(1級)	B1相当以上	土木・建築・ライフライン・設備	【3 業務区分】						
漁業																	
飲食料品製造業																	
外食業		A1相当以上	2年	A2.1相当以上	育成労評価試験(専門級)、技能検定(3級)又は特定技能 1号評価試験	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	特定技能 1号評価試験	A2.2相当	特定技能 2号評価試験又は技能検定(1級)	B1相当以上	造船・船用機械・船用電気電子機器	【3 業務区分】					
林業																	
木材産業																	
資源循環		A1相当以上	1年	A2.1相当以上	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	特定技能 1号評価試験	A2.2相当	特定技能 2号評価試験又は技能検定(3級)	B1相当以上	自動車整備・車体整備	【2 業務区分】						
育成労評価試験 (初級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)		A1相当以上	2年	A2.1相当以上	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	特定技能 1号評価試験	A2.2相当	特定技能 2号評価試験又は技能検定(1級)	B1相当以上	空港グランドハンドリング・航空機整備	【2 業務区分】					
育成労評価試験 (初級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)		A1相当以上	1年	A2.1相当以上	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	特定技能 1号評価試験	A2.2相当	特定技能 2号評価試験又は技能検定(3級)	B1相当以上	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	【1 業務区分】					
育成労評価試験 (初級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)		A1相当以上	2年	A2.1相当以上	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	特定技能 1号評価試験	A2.2相当	特定技能 2号評価試験又は技能検定(3級)	B1相当以上	・トラック運転者・バス運転者・タクシー運転者	【3 業務区分】					
育成労評価試験 (初級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)		A1相当以上	1年	A2.1相当以上	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	特定技能 1号評価試験	A2.2相当	特定技能 2号評価試験又は技能検定(3級)	B1相当以上	・軌道整備・電気設備整備・車両整備・車両製造・運輸係員	【6 業務区分】					
育成労評価試験 (初級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)		A1相当以上	2年	A2.1相当以上	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	特定技能 1号評価試験	A2.2相当	特定技能 2号評価試験又は技能検定(3級)	B1相当以上	物流倉庫において、倉庫内で行われる貨物の入出庫、保管その他の倉庫内各種作業	【1 業務区分】					
育成労評価試験 (初級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)		A1相当以上	1年	A2.1相当以上	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	特定技能 1号評価試験	A2.2相当	特定技能 2号評価試験又は技能検定(3級)	B1相当以上	・耕種農業・畜産農業	【2 業務区分】					
育成労評価試験 (初級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)		A1相当以上	2年	A2.1相当以上	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	特定技能 1号評価試験	A2.2相当	特定技能 2号評価試験又は技能検定(3級)	B1相当以上	・飲食料品製造業・水産加工業	【2 業務区分】					
育成労評価試験 (初級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)		A1相当以上	1年	A2.1相当以上	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	特定技能 1号評価試験	A2.2相当	特定技能 2号評価試験又は技能検定(3級)	B1相当以上	外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	【1 業務区分】					
育成労評価試験 (初級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)		A1相当以上	2年	A2.1相当以上	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	特定技能 1号評価試験	A2.2相当	特定技能 2号評価試験又は技能検定(3級)	B1相当以上	育林・素材生産	【1 業務区分】					
育成労評価試験 (初級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)		A1相当以上	1年	A2.1相当以上	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	特定技能 1号評価試験	A2.2相当	特定技能 2号評価試験又は技能検定(3級)	B1相当以上	製材業、集成材製造業、合板製造業などに係る木材の加工等	【1 業務区分】					
育成労評価試験 (初級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)																	
育成労評価試験 (初級) 又は技能検定(基礎級)		A1相当以上	2年	A2.1相当以上	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	育成労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)	特定技能 1号評価試験	A2.2相当	特定技能 2号評価試験又は技能検定(3級)	B1相当以上	家庭からの排出及び事業活動に伴って排出される廃棄物の中間処理	【1 業務区分】					
育成労評価試験 (初級)																	